

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A202300255 令和5年6月15日(青森県) 令和5年6月26日	石油ふろがま	BM-71	株式会社長府製作所	(火災) 当該製品のタイマーをセッ トした後、当該製品から発 煙し、周辺を焼損する火 災が発生した。	○現場を確認した際、浴槽に水はたまっていなかった。 ○当該製品は、缶体が熱変色しており、循環パイプ取付口に変形が認められた。 ○バーナー部は内部に焼損は認められなかった。 ○バーナーロバッキンに汚れは認められなかった。 ○電源コードに焼損は認められなかった。 ○当該製品は30年以上前に製造された製品で、空だき防止機能を有していなかった。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出力に至る異常は認められないこ とから、空だき状態となったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
2	A202300917 ※年月日不明(新潟県) 令和6年1月22日	石油給湯機付ふろがま	EHK-4750DXF	株式会社長府製作所	(火災) 当該製品の内部部品を溶 融する火災が発生した。	○当該製品を販売店が点検した際、当該製品内部の循環ポンプ上の防滴板が溶融していた。 ○当該製品の配管部に取り付けられた凍結防止ヒーターが外れ、防滴板に接触していた。 ○凍結防止ヒーターは、販売店が当該製品を設置した際又は以前の点検の際に、作業者が取り外していた。 ○当該製品の他の部分に焼損等の異常は認められず、現在も使用を継続している。 ●当該製品を販売店が点検した際に、当該製品の配管部に取り付けられた凍結防止ヒーターを作業者が取り外し、樹脂製防滴板の 上に置き、戻し忘れたため、ヒーター熱で樹脂製防滴板が溶融したものと推定される。	
3	A202300956 令和6年1月7日(宮城県) 令和6年1月30日	石油温風暖房機(開放式)	FW-3222NE	ダイニチ工業株式会社	(火災) 当該製品を使用中、爆発 音が生じたため確認すると、 建物を全焼する火災が発 生した。	○当該製品を運転開始して約10分後に爆発音があり、当該製品を確認すると炎が上がっていた。 ○当該製品は全体的に焼損が著しかった。 ○基板や内部配線に出力した痕跡は認められなかった。 ○バーナー及び燃焼室に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○気化器のノズルは正常に閉止していた。 ○当該製品周辺でスプレー缶及び可燃物が発見された。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出力に至る異常は認められないことか ら、製品に起因しない事故と推定される。	
4	A202301028 令和6年2月6日(兵庫県) 令和6年2月16日	石油ストーブ(開放式)	KS-67H	株式会社トヨトミ	(火災) 発煙に気付き確認すると、 当該製品を焼損する火災 が発生していた。	○使用者は、当該製品を消火するために、しん上下つまみを動かしたが、火が消えていないような気がしたので緊急消火レバーを押 し、そのまま外出して約2時間後に帰宅したところ、当該製品を置いていた部屋が煙で充満していた。 ○当該製品の外観に、変形、すずの付着、焼損及び過熱の痕跡は認められなかった。 ○しんの先端部は、タールが付着して硬くなっており、しん案内筒の基準面のすぐ下にタールの付着が認められた。 ○同等品の緊急消火レバーを押したところ、しんの位置が基準面に対して約-30mmであったが、当該製品のしんは、基準面から約- 2mmの位置でしん案内筒に固着していた。 ○固定タンク内に残っていた灯油を検査したところ、変質が認められた。 ○取扱説明書には、「不良灯油を使わない。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、使用された灯油が変質していたこと、 しんの先端部及びしん案内筒にタールが付着していたことから、使用者が消火操作を行った際にしんが消火位置まで下がらず異常 燃焼した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
5	A202301029 令和5年12月25日(群馬県) 令和6年2月16日	石油ストーブ(開放式)	RX-2915WY	株式会社コロナ	(火災、重傷1名) 当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生し、1名が重傷を負った。	○当該製品を寝室に置き、使用者が寝ている際に火災が発生した。 ○当該製品外観は全体が焼損著しかったが、天板裏や燃焼筒にすずの付着等の異常は認められなかった。 ○しん案内パイプや置台に吹き返し現象の痕跡は認められなかった。 ○しんは燃焼位置にあった。 ○カートリッジタンクの蓋は閉まっていた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
6	A202301068 令和6年1月1日(宮城県) 令和6年3月1日	石油ストーブ(開放式)	RS-D29C	株式会社トヨミ	(CO中毒、死亡1名) 当該製品を使用中、一酸化炭素中毒により1名が死亡した。	○使用者は、白い煙が充滿している部屋の中で倒れて死亡している状態で発見され、事故現場で当該製品以外に一酸化炭素が発生する製品は認められなかった。 ○当該製品の外観に変形は認められなかったが、反射板上部及び天板裏面にすず及び変色が認められた。 ○しん及びしん調節器周辺にタールの付着が認められたが、燃焼筒に異常なすずの付着は認められなかった。 ○消火穴周辺にすずの付着や熱変色及び汚れが認められた。 ○当該製品の最大燃焼状態(通常燃焼)における一酸化炭素の二酸化炭素に対する比は、JIS S 2019「自然通気形開放式石油ストーブ」で定められている上限程度であった。 ○類似品を用いて、火が消える直前までしんを下げた状態で燃焼させたところ、最大燃焼時よりも一酸化炭素濃度が上昇した。 ○取扱説明書には、「しんを下げすぎない。一酸化炭素が多く発生する」旨、記載されており、本体には、使用者が操作するしん調節つまみの周囲に火力(しんの高さ)の調節範囲が示されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は通常使用において異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
7	A202301069 令和6年2月27日(長崎県) 令和6年3月1日	石油ストーブ(開放式)	R-375	株式会社トヨミ	(火災) 作業場で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の天板から約40cm炎が上がっていたため、消火しようと当該製品を蹴り倒そうとした際、当該製品の炎が靴とズボンに着火し、水をかけて消火したとの申出内容であった。 ○当該製品は風通しの良い屋外付近で、火力調整つまみを最大の位置にして使用されていた。 ○当該製品に残存していた液体からはガソリンの成分は検出されなかった。 ○外観は、左右側面、反射板及び天板裏面にすずの付着が認められたが、天板上に焼損物は認められなかった。 ○カートリッジタンク及び油受皿に焼損は認められなかった。 ○当該製品に点火したところ、正常に燃焼した。 ○取扱説明書には、「風のある場所では使用しない」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められず、正常に燃焼することから、製品に起因しない事故と推定される。	
8	A202400226 令和6年1月24日(愛媛県) 令和6年6月11日	石油ストーブ(開放式)	SX-E260Y	株式会社コロナ	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、建物2棟を全焼、1棟を類焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品を使用中に「ボン」と音がし、ストーブの火が大きくなった。 ○当該製品は全体的に焼損しており、樹脂製部品が焼失して、天板は大きく変形していた。 ○燃焼筒に異常なすずの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンクに変形は認められず、口金は閉まっていた。 ○しんはスピード消火位置よりも下がっており、しん上下機構に異常は認められなかった。 ○油受皿に穴空き等の油漏れの痕跡は認められなかった。 ○置台に局所的な焼損は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
9	A202400268 令和6年5月6日(静岡県) 令和6年6月25日	石油ストーブ(開放式)	KOP-E2422Y	株式会社コロナ	(火災、死亡1名) 当該製品及び建物2棟を 全焼する火災が発生し、1 名が死亡した。	○近隣住民が火災を発見し、現場に当該製品があった。 ○当該製品は後面が著しく焼損していた。 ○燃焼筒にすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンク及び油受皿に油漏れ等の異常は認められなかった。 ○置台は焼損していたが、局所的な過熱痕は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
10	A202400287 令和6年6月12日(愛知県) 令和6年6月27日	カセットボンベ	ジョイファイヤー	日本瓦斯株式会社	(火災) 当該製品を他社製のカセ トーチに装着して点火し たところ、ガスに引火、大 きな炎が上がった。	○当該製品は、缶体の一部にへこみが認められたが、焼損や傷等の異常はなく、ガスが残存していた。 ○当該製品は、事故発生時に使用されていたガストーチに接続して着火した結果、正常に着火した。 ○事故発生時に使用されていた他社製ガストーチ(事業者名、型式不明)を接続して、水没気密性試験を実施した結果、ガス漏れは生じなかった。 ○当該製品にガス漏れは生じなかった。 ○ガストーチには、ガス漏れが起きたと疑われる傷跡が認められた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
11	A202400411 令和6年7月7日(山口県) 令和6年7月30日	カセットこんろ	CB-AP-10(岩谷 産業株式会社ブ ランド)	株式会社旭製作所(岩谷 産業株式会社ブランド)	(火災) IH調理器の上に当該製品 を置いた状態で当該製品 で鍋に入れた油を加熱 中、ガスボンベが破裂する 火災が発生し、当該製品 及び周辺が焼損した。	○使用者は、当該製品に調理油の入った天ぷら鍋を置いて加熱中に、その場を離れて外に出ていたところ、爆発音が聞こえて、当該製品を確認したところ焼損しており、カセットボンベ及び鍋は飛散し、火が所々に燃え移っていた。 ○当該製品の外観は、ボンベカバー、正面の器具栓つまみ側及び背面側に変形が認められ、背面、汁受けの右背面側及びボンベカバーに焼損が認められた。 ○当該製品は、IH調理器の上に置かれて使用されていたが、当該製品の底面にIH調理器による過熱痕は認められなかった。 ○器具栓つまみは点火位置にあり、ボンベ着脱安全機構のピンはカセットボンベ側に突き出ていた。 ○カセットボンベを装着するガバナ部のカセットボンベ接続用マグネットは割れていたが、ガバナ部に焼損は認められなかった。 ○当該製品に接続されていたカセットボンベは、膨らんで底面が外れていたが、ステムの変形等の異常は認められなかった。 ○カセットボンベのフランジの外側には、カセットボンベが圧力感知安全装置によって外れたことで突き出たピンに、ボンベが破裂した際にぶつかってできたものと考えられるへこみが認められた。 ○取扱説明書には、「火を付けたままそばを離れない。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、過熱されたカセットボンベが破裂し、漏れ出たガスに引火したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202400465と同一事故)
12	A202400465 令和6年7月7日(山口県) 令和6年8月9日	カセットボンベ	パルエース	小池化学株式会社	(火災) 当該製品を他社製カセッ トこんろにセットして使用 中、当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生し た。	○使用者は、当該製品を装着したカセットこんろに調理油の入った天ぷら鍋を置いて加熱中に、その場を離れて外に出ていたところ、爆発音が聞こえて、カセットこんろを確認したところ焼損しており、当該製品及び鍋は飛散し、火が所々に燃え移っていた。 ○当該製品は、底面が本体から外れて、本体の上側及び底面に膨らみが認められた。 ○当該製品のステムに変形等の不具合箇所は認められなかった。 ○内部に焼損は認められず、ノズルは切り欠き側に向いていた。 ○カセットこんろは、当該製品を装着するガバナ部のカセットボンベ接続用マグネットは割れていたが、ガバナ部に焼損は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、過熱された当該製品が破裂し、漏れ出たガスに引火したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202400411と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
13	A202400702 令和6年9月15日(静岡県) 令和6年10月8日	ガスこんろ(LPガス用)	DG2012SQ1	株式会社ハーマン	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は当該製品の左こんろに水を入れた片手鍋を載せ、点火後に寝ていたところ、台所で火が出ているのに気づいた。 ○当該製品内部に焼損はなく、当該製品の左側に置かれていた樹脂製水切りかご及び左側背面の壁が焼損していた。 ○当該製品にガス漏れは認められなかった。 ○左こんろの調理油過熱防止装置は、空だき時に正常に作動した。 ○取扱説明書には、「燃えやすいものを機器の近くに置かない。」、「火をつけたまま就寝しない。」旨、記載されている。 ●当該製品に出火につながる異常は認められないことから、当該製品の近くに置かれていた可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「燃えやすいものを機器の近くに置かない。」、「火をつけたまま就寝しない。」旨、記載されている。	
14	A202400867 令和6年10月23日(愛知県) 令和6年11月21日	石油ストーブ(開放式)	RSX-230	株式会社トヨミ	(火災、軽傷1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○事故現場には当該製品及び石油温風暖房機が置かれていたが、使用状況は不明であった。 ○当該製品は全体が焼損し、樹脂製部品は焼失していた。 ○燃焼筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンクの口金は締まっており、汚れは認められなかった。 ○油受皿の外観に灯油漏れの痕跡は認められず、内部に焼損痕は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、油受皿内部に焼損痕は認められず、当該製品は使用していなかったと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202400868と同一事故)
15	A202400868 令和6年10月23日(愛知県) 令和6年11月21日	石油温風暖房機(開放式)	LC-320	株式会社トヨミ	(火災、軽傷1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○事故現場には当該製品及び石油ストーブが置かれていたが、使用状況は不明であった。 ○当該製品は全体が著しく焼損し、樹脂製部品は焼失していた。 ○本体内部は焼損していたが、電気部品は全て残存し、各部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○燃焼筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンクの口金は締まっており、汚れは認められなかった。 ○油受皿の外観に灯油漏れの痕跡は認められず、内部に焼損痕は認められなかった。 ○電源コードは電源プラグから55cmの位置で半断線していたが、通常の使用において外力が加わる部分ではなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、油受皿内部に焼損痕は認められず、当該製品は使用していなかったと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202400867と同一事故)

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件
(2)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1			該当なし				

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(3)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因であるか否かが特定できない事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A202300436 令和5年8月13日(宮崎県) 令和5年8月22日	タブレット端末	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、液晶画面及び裏面の一部に焼損が認められた。 ○当該製品の裏面には樹脂製カバーが取り付けられており、カバーの一部に焼損及び穴空きが認められたが、当該製品に接する内側の面に焼損は認められなかった。 ○メイン基板及び充電制御基板は、基材に穴空き及び欠損は認められず、出火の痕跡は認められなかった。 ○リチウムポリマー電池セルは膨れているのみで、外部に炎が出た痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2	A202300741 令和5年11月8日(神奈川県) 令和5年11月27日	ノートパソコン	(火災) 当該製品をかばんの中に入れていたところ、水筒から水が漏れ、当該製品内部に浸水し、当該製品内部を焼損する火災が発生した。	○当該製品を入れていたかばんの中で水筒の内容物が漏れており、当該製品の電源を入れたところ、異臭が発生し、樹脂製外郭の底面が発熱したとの申出内容であった。 ○当該製品は外観上、溶融、焼損等の異常は認められなかった。 ○内部のメイン基板は、ディスプレイを接続するケーブルのコネクターの樹脂製外郭が一部焼損し、内部のピン端子は、一部に黒色の異物又は緑青が付着していたが、変形、溶融の有無等は確認できなかった。 ○事故発生前の使用状況及び水筒から漏れた液体の詳細は不明であった。 ○取扱説明書には、「本体内部に水等の液体を入れない。火災の原因となる。」、「水にぬらすなどして使用すると感電や発火の可能性がある。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の内部に浸入した液体がメイン基板とディスプレイを接続するケーブルのメイン基板側コネクタ部に付着し、異常発熱したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
3	A202300744 令和5年11月7日(神奈川県) 令和5年11月28日	ノートパソコン	(火災) 学校で当該製品を充電中、当該製品のACアダプター部を焼損する火災が発生した。	○当該製品本体は、左側面のUSBコネクタ内部で、樹脂製部材の一部が炭化していたが、その他に外観上の異常は認められなかった。 ○左側面のUSBコネクタ内部のピン端子に変形、溶融、はんだ付け部の異常等は認められなかった。 ○事故発生時に接続していたACアダプターは、USBプラグ部の内部の樹脂製部材が一部炭化していた。 ○その他の電気部品に焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生前の不具合、修理履歴はなかったが、事故発生前の使用状況については不明であった。 ●事故発生前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、USBコネクタ内部に導電性異物が侵入したため、短絡が生じて異常発熱した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
4	A202300752 令和5年11月2日(山口県) 令和5年11月29日	ACアダプター	(火災、軽傷5名) 異臭がしたため確認すると、当該製品及び建物を全焼する火災が発生しており、5名が火傷を負った。	○壁コンセントに接続されていた当該製品及び他社製ACアダプターが焼損していた。 ○当該製品及び他社製ACアダプターは外郭が著しく焼損していたが、栓刃に異常発熱等の出火した痕跡は認められなかった。 ○当該製品及び他社製ACアダプターと、2口の壁コンセントの接続部に焼損は認められず、原形をとどめていた。 ○当該製品内部の電気部品に著しい焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品が接続されていた壁コンセント及び他社製ACアダプターに出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
5	A202300799 令和5年12月2日(東京都) 令和5年12月12日	温水洗浄便座	(火災) 宿泊施設で異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は電気部品がないノズル付近を中心に焼損していた。 ○ノズルの横に取り付けられた制御基板が焼損していたが、基材に穴空き等異常発熱した痕跡はなく、出火した痕跡は認められなかった。 ○熱交換ユニット、バルブユニット、電源コード等その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
6	A202300813 令和5年12月3日(山口県) 令和5年12月19日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を設置していた2階ベランダから発煙しているのを近隣の住民が発見して消防に通報した。 ○当該製品は、全体的に著しく焼損しており、ファン及び樹脂製部品の大部分が焼失していた。 ○熱交換器は配管が一部で破裂し、アルミ製放熱フィンのひとつが焼失していた。 ○基板の焼損は著しかったが、基材に穴空きや欠損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○内部配線に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○圧縮機、リアクター、四方弁コイル、ファンモーター等、その他の部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○内外連絡線に断線等の出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定する。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
7	A202300881 令和5年12月28日(東京都) 令和6年1月10日	電気ストーブ	(火災) 当該製品の付近にあった可燃物を焼損する火災が発生した。	○当該製品を使用中に倒してしまった際、付近の可燃物から煙が立ち上がった。 ○当該製品は、前面のガードが外されており、本体を安定して設置するための台座が取り付けられていなかった。 ○当該製品の転倒オフスイッチに異常は認められなかった。 ○台座は、使用者側で本体に取り付けるもので、取扱説明書には図示を含め台座の取り付け方が記載されていた。 ●当該製品は、台座を取り付けていない不安定な状態でガードを外して使用していたため、当該製品が転倒した際、ヒーターに可燃物が接触して、出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、台座の取り付け方の説明及び「ガードを外して使用しない。火災の原因になる。」旨、記載されている。	
8	A202300882 令和5年12月28日(神奈川県) 令和6年1月10日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	(火災) 当該製品を使用中、発煙に気づき確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は外観上、焼損は認められなかった。 ○庫内の金属ヒーターカバーは固定が外れて片側が浮いた状態に変形しており、ヒーターカバー内部には金属製スプーンが侵入していた。 ○ヒーター及びヒーターカバー裏面に黒い焦げ跡及びすすの付着が認められ、ヒーター下部の2個の温度ヒューズが切れていた。 ○付属の洗剤入れ及び当該製品の庫内部品ではない樹脂製品がヒーターカバー上の大部分で溶融しており、一部がヒーターに付着していた。 ○ポンプ、ファンモーター等のその他の電気部品に焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「発煙・発火のおそれがあるため、本体の変形等の異常時には直ちに使用を中止する。」旨、記載されている。 ●当該製品は、金属ヒーターカバーの変形により隙間から異物が侵入したこと又は樹脂製品等がヒーターカバーの大部分を覆ったことにより、ヒーターカバーが過熱したため、ヒーターカバー上に位置していた樹脂製品が溶融及びヒーターと接触して出火したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。	
9	A202300931 令和5年12月23日(神奈川県) 令和6年1月24日	サーキュレーター	(火災) 遊技施設で当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、遊技施設の営業時間中に常時通電され、事故発生時も電源スイッチが入った状態であったが、約2年前から故障しており、ファンは動作していなかった。 ○当該製品は焼損が著しく、底部を除く本体の樹脂製部品及びスイッチ部は焼失し、原形をとどめていなかった。 ○モーター巻線に接続される内部配線3本のうち、2本がモーターの回転子近傍で断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○モーター巻線、電源プラグ及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ○同じ施設内に設置されていた同等品は電源スイッチが入った状態であったが動作しておらず、モーターは主軸部分のオイル等にほこりが付着して正常に回転できない状態であり、当該製品の断線部に相当する位置で内部配線を束ねる樹脂製チューブにモーターの回転子からの受熱の影響と考えられる変色が認められた。 ●当該製品は、ファンが動作しない故障状態で約2年間ほぼ毎日、長時間通電状態にしていたため、モーターの回転子が異常発熱し、モーター巻線に接続される内部配線被覆の絶縁性能が低下して短絡し、出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「事故防止のため、スイッチを入れても回らないときはスイッチを切り、販売店に点検を相談する。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
10	A202300936 令和6年1月1日(岐阜県) 令和6年1月25日	電気ストーブ	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○当該製品は、電源スイッチつまみ等の樹脂製部品は焼失し、全体的に焼損していた。 ○ヒーターに断線等の異常は認められず、出火の痕跡は認められなかった。 ○本体内部の電源スイッチ、転倒時オフスイッチ、内部配線等、その他電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは、本体側コードプロテクター根元付近に溶融痕が認められた。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に電源コードの断線及び溶融痕以外の異常は認められず、当該箇所は通常の使用において外力の加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
11	A202300963 令和6年1月17日(静岡県) 令和6年1月31日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、樹脂製のファンガード、ファン及び閉鎖弁カバーが焼失していた。 ○基板は脱落して焼損していたが、出火した痕跡は認められなかった。 ○ファンモーターへの配線は、3本のうち1本がモーター付近で断線していたが、断線部に出火の痕跡は認められなかった。 ○ファンモーター、コンプレッサー、内部配線等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
12	A202301052 令和6年2月11日(三重県) 令和6年2月27日	エアコン	(火災) 異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、樹脂製外郭が焼損して原形をとどめていなかった。 ○電源コードは焼損し、一部が断線していたが、断線部に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○本体内部の制御基板、ファンモーター等の電気部品に溶融及び欠損等の出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
13	A202301058 令和6年2月17日(愛知県) 令和6年2月28日	エアコン(室外機)	(火災) 寺院で異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は外観上、正面から見て右上側の樹脂製外郭が焼失していた。 ○当該製品上部にある加湿ユニットは、モーターに焼損が認められたがモーター巻線に溶融痕等の異常発熱した痕跡はなく、また、吸着ローター、ヒーター、その他の電気部品に出火した痕跡は認められなかった。 ○機械室内の基板は焼損していたが、局所的な焼損や溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○加湿ヒーターの温度ヒューズ、基板の電流ヒューズは切れていなかった。 ○端子台、コンプレッサー、ファンモーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
14	A202301119 令和6年3月2日(三重県) 令和6年3月14日	電気洗濯機	(火災) 学生寮で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、2階のベランダで使用されており、当該製品と周辺のごみ袋等が焼損していた。 ○当該製品は外観上、全体が焼損し、樹脂製外郭は溶融、焼失し、洗濯槽は脱落して焼損していた。 ○電源基板は焼損していたが、基板上の電気部品に焼損は認められなかった。 ○モーターは焼損していたが、コイルに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○内部配線は、焼損して断線していたが、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○モーター用運転コンデンサー、排水弁開閉モーター、電源コード等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
15	A202301140 令和6年3月15日(大阪府) 令和6年3月22日	ノートパソコン	(火災) 当該製品の電源を入れた後、異臭がしたためコンセントから電源プラグを抜いたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源を投入したところ、異臭がしたためACアダプターをコンセントから抜いたが、バッテリー部から出火した。 ○事故発生時、当該製品には他社製の非純正バッテリーが装着されていた。 ○当該製品のメイン基板に焼損は認められず、バッテリーを外した状態でACアダプターを直接本体に接続したところ、異常なく動作した。 ○使用者は、2019年から2021年の間、当該製品を家族に貸出しており、その期間中に家族が当該製品のバッテリーを非純正バッテリーに交換していた。 ○当該製品に装着されていた非純正バッテリーは、内蔵のリチウムイオン電池セルが著しく焼損していた。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、当該製品に装着されていた非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202400815と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
16	A202301148 令和6年1月18日(三重県) 令和6年3月25日	オーディオタイマー	(火災) 当該製品に延長コードを介して電気製品を接続して使用中、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、出力コンセントを2個備えた音響機器用のタイマーであり、使用者は延長コードの代用として、電気ファンヒーター等の電気製品を接続して床に置いて使用していた。 ○当該製品は外観上、金属製外郭が著しく焼損していた。 ○電源コードは焼損が著しく、本体側の根元部付近で断線しており、断線部に熔融痕が認められた。 ○本体内部のトランス、リレー、出力コンセント、制御基板等の電気部品は焼損していたが、欠損及び著しい焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に電源コードの断線及び熔融痕以外の異常は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
17	A202301153 令和6年3月6日(新潟県) 令和6年3月26日	ルーター(パソコン周辺機器)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、本体部に焼損等の異常は認められなかった。 ○当該製品に接続されていたACアダプターは、コード部の被覆が一部焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に接続されていたACアダプターの本体部は、樹脂製外郭の一部が汚損していた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(A202301154と同一事故)
18	A202301154 令和6年3月6日(新潟県) 令和6年3月26日	光回線終端装置(パソコン周辺機器)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は背面側の樹脂製外郭の一部がわずかに熔融していたが、その他の部分に焼損等の異常は認められなかった。 ○当該製品に接続されていたACアダプターはコード部の被覆が一部焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に接続されていたACアダプターの本体部は、樹脂製外郭の一部に焼損が認められたものの、出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(A202301153と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
19	A202400012 令和6年3月24日(京都府) 令和6年4月3日	脚立(はしご兼用、アルミニウム合金製)	(重傷1名) 工事現場で当該製品を使用中、踏ざんが外れて転倒し、負傷した。	○当該製品を脚立の状態で、天板をまたいで踏ざんに足を乗せて作業を行っていたところ、踏ざんが外れて転落し、負傷した。 ○当該製品は、外観が著しく劣化しており、回転金具、開き止め金具、踏ざん止め金具等の金具類は塗膜がはがれ、さびが多数発生していた。 ○当該製品は、踏ざんが2枚の止め金具とリベットで支柱に固定された仕様であり、片側昇降面の天板を含め上から2段目の踏ざんは、左側が支柱に固定されていたが、右側が支柱から完全に外れており、リベットは脱落していた。 ○当該製品は、支柱に変形やゆがみは認められなかったが、いたるところに衝撃の加わった痕跡が認められ、事故発生時に外れた踏ざん以外でも止め金具との境界部、踏ざんの踏面及び裏面に亀裂や変形が認められ、リベットの脱落やリベット頭の外れがあり、当該製品にぐらつきが生じていた。 ○伸縮脚の長さを調整するロックレバーは、一部が動作不良となっていた。 ○当該製品は、踏ざんの寸法、厚み及び硬度が設計値を満たしていた。 ○取扱説明書には、「使う前には必ず点検を行い、異常があるときは絶対に使わない。重大な事故につながる恐れがある。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、踏ざんの寸法、厚み及び硬度に異常は認められず、製品に起因しない事故と推定される。	
20	A202400059 令和6年4月6日(東京都) 令和6年4月17日	電気冷蔵庫	(火災) 当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。	○当該製品の冷蔵庫に購入した食品を入れてから30分後、焦げ臭いにおいがしたため当該製品を確認すると冷蔵庫庫内及び食材の一部が焼損していた。 ○当該製品は外観上、焼損等は認められず、庫内左側面上部及び天面の樹脂製内壁を中心に焼損し、断熱材の表面に焼損が認められたが、焼損部の周辺に電気部品及び配線は配置されていなかった。 ○冷蔵庫の焼損箇所付近にあった紙製卵パックが一部焼損していたが、庫内のその他収納物は確認できなかった。 ○制御基板、圧縮機等のその他電気部品に焼損は認められず、制御基板の電流ヒューズは切れていなかった。 ○当該製品から取り外した電気部品を再度、組み立てて通電した結果、動作に異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
21	A202400100 令和6年4月12日(千葉県) 令和6年5月2日	ACアダプター	(火災) 当該製品に携帯電話機(スマートフォン)を接続して充電中、当該製品のケーブル部及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品及び付属のUSBケーブルを使用して充電していたスマートフォン(事業者名、型式等不明)が発熱していたため、スマートフォンを外し、USBケーブルを放置していたところ、USBケーブルのコネクター端子部と床が焼損していた。 ○当該製品本体部に異常は認められなかった。 ○焼損したコネクター端子部において、電源ピンの先端部分に溶融が認められた。 ○コネクター端子内部の樹脂製部品は焼失しており、電源ピンに隣接したコネクターの金属製外郭部に短絡痕が認められた。 ○端子内部の基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品で充電していたスマートフォンに異常は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、コネクター端子内部の電源ピンに溶融が認められ、金属製外郭に短絡痕が認められたことから、電源ピンが接触不良等で異常発熱し、樹脂製外郭が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
22	A202400139 令和6年5月5日(神奈川県) 令和6年5月17日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は正面から見て左側が著しく焼損し、正面のファンガード及び内部のプロペラファンが焼失していた。 ○ファンモーター、基板、圧縮機等内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生時、当該製品は運転停止中であった。 ○内外連絡線に断線は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
23	A202400146 令和6年4月13日(愛媛県) 令和6年5月21日	電動車いす(ハンドル形)	(死亡1名) 使用者(80歳代)が、当該製品とともに水路で発見され、死亡が確認された。	○使用者は、ガードレール及び歩道のない道路脇の約2.8m下にある水路で、当該製品とともに発見された。 ○事故現場は幅が約3.3mの舗装路であるが、脇の一部が未舗装で水路に向かって約20度の傾斜となっており、舗装箇所と未舗装箇所の間に約8cmの段差が認められた。 ○使用者への操作説明は、販売日の前後に3度行われた。 ○ステアリングシャフトが変形しており、樹脂製カバーと干渉するためハンドルを右方向に切れない不具合が認められたが、販売前の点検時にはステアリングシャフト及びハンドル操作に異常は認められなかった。 ○アクセルレバーの操作に応じて前進、後退し、ブレーキが作動することが確認された。 ○当該型式品は、JIS T 9208:2016「ハンドル形電動車椅子」の認証を受けている。 ○取扱説明書には、「防護柵のない側溝や路肩付近のような場所での運転は避けるか、介助者に同行してもらう」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、製品に起因しない事故と推定される。	
24	A202400161 令和6年5月10日(神奈川県) 令和6年5月23日	食器洗い乾燥機	(火災) 当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、正面右下側の樹脂製の操作表示パネル部が焼損して穴が空き、樹脂製の底部カバー、洗浄タンク、上蓋及び下蓋の正面右側が焼損、溶融していた。 ○当該製品の操作基板から制御基板への内部配線は正面右下側に位置し、75mmの範囲で被覆が焼失して芯線が露出していたが、芯線に断線、溶融痕等の異常は認められなかった。 ○ヒーター、ポンプ、乾燥ファン等、その他電気部品に出火の痕跡は認められず、制御基板の電流ヒューズは切れていなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
25	A202400164 令和6年5月7日(広島県) 令和6年5月24日	脚立(アルミニウム合金製)	(重傷1名) 作業場で当該製品を使用 中、脚部が曲がり、転落、 負傷した。	○当該製品の伸縮脚を最大に伸ばして設置し、天板上に乗って天井面の作業を行っていたところ、脚部が曲がって転落したとの申出 内容であった。 ○当該製品は、昇降面に向かって左支柱が、最下段の踏ざんと下から2番目の踏ざんとの間付近でくの字に変形しており、昇降 面が歪んでいた。 ○左支柱の変形部は、昇降面側のつばの部分が内側に折れ曲がっており、左支柱を天板に接続しているヒンジプレートは、支柱 が開く方向にずれていた。 ○当該製品は、一般社団法人軽金属製品協会はしご脚立部会が制定する基準に適合していることを示すAマークが表示されてい た。 ○支柱の寸法及び肉厚は、左右ともに設計値を満たしていた。 ○当該製品の硬度から算出した引張強さは、左右の支柱いずれもJIS H 4100:2022「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形 材」で規定されている材質の規格値を満たしていた。 ○取扱説明書及び本体には、「天板の端に乗ったり、つま先立ちや片足で立ったりしない。身体を乗り出さない。バランスを崩して 転倒や転落の恐れがある。」旨、記載している。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、支柱の寸法、厚み及び強度に異常 が認められないことから、使用者が作業中にバランスを崩して転落したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
26	A202400167 令和6年5月14日(千葉県) 令和6年5月24日	エアコン	(火災) 飲食店でプレーカーが作 動したため、プレーカーを 入れ直したところ、当該製 品付近から発火し、周辺 を焼損した。	○当該製品を最後に使用したのは、事故発生の8か月前であるが、当該製品の電源プラグはコンセントに接続していた。 ○当該製品は外観上、全体的に焼損しており、樹脂製外郭が焼失してアルミ製の熱交換器が露出し、樹脂製の据付板は下側が焼 失していた。 ○制御基板に焼失等の出火の痕跡は認められなかった。 ○その他の電気部品及びモーターに出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことか ら、製品に起因しない事故と推定される。	
27	A202400182 令和6年5月15日(千葉県) 令和6年5月30日	電気トースター	(火災) 当該製品を使用後、当該 製品を焼損する火災が発 生した。	○事故発生時、当該製品は使用されていなかった。 ○当該製品は外観上、操作面から見て右側面の樹脂製外郭がほぼ焼失していた。 ○当該製品の電気部品に断線、溶融等の出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことか ら、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
28	A202400192 令和6年3月20日(千葉県) 令和6年6月4日	電子レンジ	(火災) 当該製品を使用した際、 当該製品の庫内を焼損する 火災が発生した。	○当該製品は、複合用途ビルの廊下に設置されて不特定多数の人が使用していた。 ○使用後に庫内が空の状態 で運転していたが、当該製品は、加熱中にドアを開けると加熱が取り消される仕様であった。 ○当該製品は外観上、焼損等の異常は認められなかった。 ○庫内に著しい汚れは認められなかったが、導波管カバーは両面が一部焼損しており、表面に食品カスの付着が認められた。 ○マグネトロン のアンテナの先端の一部に溶融が認められた。 ○高圧トランス、電源基板等、その他の電気部品に焼損は認められなかった。 ○当該製品は正常に動作し、タイマーに故障等の不具合は認められなかった。 ○清掃状況に関する情報は得られなかった。 ○取扱説明書には、「発火及び発煙の原因となるため、庫内やドアに食品カスを付けたまま で放置したり、加熱したりしない。」、「過熱、異常動作して発火の原因になるため、空(食品なし)の状態 で加熱しない。」旨、記載されている。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、庫内の導波管カバーに食品カスが付着した状態で空だき運転したため、マイクロ波が食品カスに集中し、火花が生じ焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
29	A202400197 令和6年5月26日(東京都) 令和6年6月5日	照明器具	(火災) 当該製品を使用中、当該 製品及び周辺を焼損する 火災が発生した。	○事故発生時、当該製品には他社製ACアダプターに接続されたUSBケーブルが接続されていた。 ○当該製品は外観上、コネクタ ー部付近の樹脂製外郭が焼損していたが、その他に異常は認められなかった。 ○電源基板は、USBケーブルの接続端子が差し込まれたままの状態 でコネクタ ー部周辺が焼損しており、電源ピンとグラウンド間のはんだ部に溶融が認められた。 ○電源基板が位置する本体内部の底面は汚損が認められ、転倒防止用の鉄板及び部品取り付け用のねじが腐食していた。 ○その他の基板類及び内部配線に焼損は認められなかった。 ○USBケーブルは、接続端子部が脱落して、本体電源基板のコネクタ ー部に差し込まれた状態であったが、内部の基板に欠損等の異常は認められなかった。 ○他社製ACアダプター の出力等に異常は認められなかった。 ●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品内部に導電性の液体等が浸入したため、電源基板上のUSBコネクタ ーの電源ピンとグラウンド間でトラッキング現象が生じて異常発熱し、焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
30	A202400232 令和6年3月14日(和歌山県) 令和6年6月13日	脚立(はしご兼用、アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品を使用中、転落し、負傷した。	○使用者は、当該製品をはしご状態で壁に立て掛けて上り、台所の開閉式天井の固定用フックをかけようとしたところ、当該製品の左横に転落し、背骨を骨折した。 ○事故発生時に当該製品を支える補助者はいなかった。 ○当該製品は、下から3段目の踏ざ ん付近及び下から1段目の踏ざ ん付近で左側支柱が変形して大きく歪んでいた。 ○当該製品は、下から2段目の踏ざ んが破損していた。 ○当該製品は、一般社団法人軽金属製品協会及び一般財団法人製品安全協会がそれぞれ制定する基準に適合していることを示すAマーク及びSGマークがついており、硬度及び肉厚は社内基準を満たしていた。 ○同等品を18度に傾け、片方の支柱へ重りを垂直落下させて衝突させる衝撃荷重試験を行ったところ、当該製品と類似の破損状況になった。 ○取扱説明書には、「はしごで使うときは必ず大人の補助者が支える。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、硬度及び肉厚に異常は認められないことから、当該製品のバランスが崩れて転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
31	A202400247 令和6年6月11日(東京都) 令和6年6月19日	バッテリー(リチウムイオン、ファン付衣類用)	(火災) 展示場で当該製品を焼損する火災が発生した。	○商業施設の防犯カメラに、出火した当該製品を蹴り飛ばした後、そのままその場を立ち去った人物が映っていた。 ○当該製品は外観上、樹脂製外郭の左側面に焼損及び溶融が認められ、内蔵されたリチウムイオン電池セル4個のうち左端の電池セル1個が製品の外部に飛び出していた。 ○外部に飛び出していた左端の電池セル1個は著しく焼損しており、缶体には穴空きが認められ、穴の端面は内側を向いていた。 ○その他の電池セルに出火の痕跡は認められなかった。 ○基板に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルの缶体に鋭利なものが刺さったことで電池セルに内部短絡が生じて焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
32	A202400255 令和6年6月16日(大阪府) 令和6年6月20日	ノートパソコン	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、他社製ノートパソコン等と積み重ねて10年ほど使用していない状態であり、付属のACアダプターは接続されていなかった。 ○当該製品のバッテリー、電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○他社製ノートパソコン付属のACアダプターは、DCプラグ部が焼損し、プラグ内端子間に溶融痕が認められた。 ●当該製品に出火の痕跡は認められず、当該製品に重ねて置かれていた他社製ノートパソコン付属ACアダプターのDCプラグ部から出火し、その延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202400267と同一事故)
33	A202400264 令和6年6月11日(千葉県) 令和6年6月25日	電気こんろ	(火災) 火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品の周辺を焼損する火災が発生していた。	○事故発生時、使用者は就寝中で、詳細な状況は不明であった。 ○当該製品は、前後2個のヒーターのうち、後方のヒーター上に置かれていた鍋の中で布巾、箸、しゃもじ等の什器類が焼損していたが、当該製品に焼損は認められなかった。 ○事故発生直後の確認時に、当該製品の主電源ランプとトッププレートの高温注意ランプが点灯していた。 ○当該製品は、動作に異常が認められず、事故後も使用者は当該製品の使用を継続していた。 ○当該製品は電磁ノイズ試験に適合しており、ノイズによる誤動作が発生しないように設計されていることが確認された。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため電源スイッチが入った原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品の上に置かれていた可燃物がヒーターの熱で過熱されて出火にしたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
34	A202400284 令和6年6月14日(千葉県) 令和6年6月27日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、異音及び異臭に気づき確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は外観上、電装部側の樹脂製台座が溶融及び変形し正面から見て右側に傾いた状態であった。 ○当該製品は、右側面の台座周辺以外に焼損は認められなかった。 ○内部の制御基板、端子台、圧縮機等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○溶融及び変形した台座の隙間にたばこの吸い殻が認められた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
35	A202400312 令和6年6月8日(東京都) 令和6年7月5日	充電器(バッテリー用)	(火災) 公共施設の車庫で当該製品でバッテリーを充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品の内部から発煙する火災が発生していた。	○当該製品は外観上、焼損等の異常は認められなかった。 ○製品内部のロータリースイッチにおいて隣接する2つの固定接点及び可動接点が溶融しており、うち1つの固定接点は変形して浮いた状態で組み付けられており、付近の樹脂が焼損していた。 ○溶融が認められた固定接点とトランスを接続する内部配線は絶縁被覆が焼損していたが、制御基板、トランス等、その他の電気部品に焼損は認められなかった。 ○使用者は、当該製品に動作不良があったため、ロータリースイッチを分解し固定接点を取り外して、研磨した後、再組立を実施していた。 ○事業者が事故発生後に、使用者が当該製品の他に所持していた複数の同等品を回収して、点検を行ったところ、3台が使用者によってロータリースイッチの再組立をされており、うち1台のロータリースイッチは点検中に出火した。 ●当該製品は、使用者が当該製品を分解してロータリースイッチを再組立した際、固定接点を変形させ浮いた状態で組み付けたため、隣接する固定接点間の絶縁距離が狭まり、可動接点を介して短絡、スパークが生じて周囲の樹脂製部材が焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「異常や不具合が生じた場合、直ちに使用を中止し、メーカー又は購入店に相談する。そのまま使用すると出火等の原因になる。」旨、記載されている。	
36	A202400323 令和6年6月17日(愛知県) 令和6年7月9日	食器洗い乾燥機	(火災) 当該製品の電源プラグ部及び電源のコンセントを焼損する火災が発生した。	○当該製品は、電源プラグが焼損していたが、本体及び電源コードに焼損等の異常は認められなかった。 ○電源プラグの栓刃に変形はなく、配線カシメ部にも異常は認められなかったが、片側の栓刃はコンセントの刃受金具との接触部で放電現象による溶融痕が認められた。 ○電源プラグが接続されていたコンセントは、片極側の樹脂製外郭が焼損しており、内部の刃受金具、渡り配線に溶融痕が認められた。 ○渡り配線の芯線直径は、コンセントが指定する寸法より細い配線で接続施工されていた。 ●当該製品は、電源プラグが接続されていたコンセント内部の配線接続部で接触不良が生じて異常発熱したため、当該製品の電源プラグが焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202400673と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
37	A202400373 令和6年7月11日(兵庫県) 令和6年7月22日	ヘアドライヤー	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品の電源コードから火花が生じ、当該製品の電源コード及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○当該製品は、本体側のコードプロテクター付近の電源コードが断線しており、断線部に熔融痕が認められた。 ○電源コードは、断線部付近の芯線に折れ曲がり方が認められた。 ○電源コードの断線部以外に異常は認められなかった。 ○当該製品の本体外観や持ち手の内部に焼損は認められなかった。 ○取扱説明書には、「出火に至るおそれがあるため、電源コードを無理に曲げたり、引っ張ったりしない。」旨、記載されている。 ●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、電源コードに屈曲等の外力が繰り返し加わったことで、芯線が半断線して短絡し、スパークが発生したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
38	A202400378 令和6年7月10日(大阪府) 令和6年7月22日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、前面から見て右側面側及び天面が焼損し、外郭が変色していた。 ○制御基板は、銅箔パターンが一部焼損していたものの基材に焼失は認められず、出火の痕跡は認められなかった。 ○端子盤、圧縮機、ファンモーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品付近には、鳩よけ及び侵入防止のために、蚊取り線香及び段ボールが置かれていた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
39	A202400391 令和6年7月3日(滋賀県) 令和6年7月25日	電子レンジ	(火災) 事業所で当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、導波管カバーを焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、約30年前に設置され、屋に弁当を温めるため使用されていた。 ○当該製品の外郭に焼損等の異常は認められなかった。 ○庫内の導波管カバーは一部が焼失し、カバーの裏面や取付部周辺に油分が付着していた。 ○マグネトロン、コンデンサー、トランス等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○清掃状況に関する情報は得られなかった。 ○取扱説明書には、「庫内や付属品に食品かすがついたまま加熱しない。食品かすが焦げて発煙、発火することがある。」旨、記載されている。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、導波管カバーに付着した油汚れ等にマイクロ波が集中してスパークが発生し焼損した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
40	A202400424 令和6年5月※日不明(千葉県) 令和6年8月1日	エアコン	(火災) 当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。	○当該製品は本体前面樹脂製外装の右側が焼損していた。 ○焼損した樹脂製外装部品は外側が焼損、溶融し、内側はすすの付着が認められた。 ○本体内部の基板、ファンモーター、ルーバーモーター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
41	A202400429 令和6年7月23日(大阪府) 令和6年8月1日	電子レンジ	(火災) 店舗で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、多数の人が使う社員食堂で、4年間毎日使用されていた。 ○当該製品は外観、機械室に出火の痕跡は認められなかった。 ○庫内に食品かすの付着は認められなかったが、導波管カバーが焼損し、カバーの焼損部近傍には炭化した付着物が複数認められた。 ○当該製品の電気部品に異常は認められず、コップに水を入れた状態で運転させたところ、タイマー及び加熱は正常に動作した。 ○取扱説明書には、「庫内に付着した油や食品かすを放置せず、必ずお手入れする。放置して加熱すると、発火や発煙の原因になる。」旨、記載されている。 ●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、導波管カバーの付着物にマイクロ波が集中してスパークが発生し、焼損した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
42	A202400434 令和6年7月23日(東京都) 令和6年8月2日	ガス漏れ警報器	(火災) 異音及び異臭がしたため確認すると、当該製品の電源プラグ部を焼損する火災が発生していた。	○当該製品のサービスコンセント付き電源プラグが接続されていた壁コンセントの直上には水槽が置かれており、事故発生直後、電源プラグの上面及び内部が水でぬれていた。 ○当該製品は外観上、焼損等の異常は認められなかった。 ○電源プラグ内部は汚損しており、電極板の両極の近接箇所付近の樹脂製カバーの一部が焼損しており、焼損部近傍のサービスコンセントの刃受金具及び電極板には緑青が認められた。 ●当該製品の電源プラグ内部にサービスコンセント部から水分が浸入したため、電極板の異極間で短絡し内部を焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「発煙、出火等のおそれがあるため、電源プラグに水をかけない。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
43	A202400449 令和6年6月29日(東京都) 令和6年8月7日	イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマー バッテリー内蔵)	(火災) 宿泊施設で当該製品に他 社製のUSBケーブルを接 続して充電中、当該製品 とUSBケーブルの接続部 及びUSBケーブルを溶融 する火災が発生した。	○当該製品の充電ケースは外観上、USBコネクタ一部周辺の樹脂製外郭が焼損していた。 ○充電ケース内部のメイン基板上のコネクタは脱落していたが、電源ピンに変形、欠損等の異常は認められなかった。 ○充電ケース内部のその他の電気部品及びイヤホン2個に焼損等の異常は認められなかった。 ○当該製品に接続されていた他社製USBケーブルは、USBプラグ先端のコネクタ一部が脱落して周囲の樹脂製外郭が焼損、溶融していた。 ○他社製USBケーブルは宿泊施設に付けられた備品で、不特定多数によって使用されており、事故発生以前の詳細な使用状況は不明であった。 ●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	
44	A202400458 令和6年8月2日(大阪府) 令和6年8月8日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、発煙 したため確認すると、当該 製品を焼損し、周辺を汚 損する火災が発生してい た。	○当該製品は、前面左側の送風室が著しく焼損していたが、機械室のある右側は焼損していなかった。 ○天板の表面は灰皿等が置かれていた左側に焼損が認められた。 ○ファンモーターのリード線は断線しておらず、リード線の口出線部に出火の痕跡は認められなかった。 ○機械室の部品を覆う防音材は焼損しておらず、防振材が巻かれた圧縮機は端子ピンのコネクタに異常は認められず、リアクトル等、その他の電気部品にも焼損等の異常は認められなかった。 ○金属製の制御箱は外観上、送風室側に焼損が認められ、内部の制御基板はんだ面は、制御基板の1/4程度の送風室側に受熱の痕跡が認められたが、部品面は焼損等の異常の痕跡は認められず、電流ヒューズも切れていなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
45	A202400482 令和6年7月23日(奈良県) 令和6年8月19日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 当該製品のバッテリーを 取り出そうとしたところ、 バッテリーから発火し、当 該製品を焼損する火災が 発生した。	○当該製品は、事故発生の3日前に使用者が落下させたことで故障しており、使用できない状態であった。 ○使用者が当該製品を廃棄するため、背面パネルを取り外し、バッテリーを取り出そうとした際に発煙し、本体の一部及びバッテリーを焼損した。 ○バッテリー内部のリチウムポリマー電池セルは著しく焼損していた。 ○当該製品の制御基板、サブ基板、液晶面に出火した痕跡は認められなかった。 ○電池セル外郭に、外力を加えたような痕跡が認められた。 ○当該製品に内蔵のバッテリーは取り外しができない構造であった。 ●当該製品に内蔵のバッテリーを取り外そうとした際、バッテリーに外力が加わったため、内部のリチウムポリマー電池セルが異常発熱し出火したものと推定される。 なお、注意事項説明書には、「内蔵バッテリーを取り外そうとしない。」、「分解、改造をしない。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
46	A202400525 令和6年8月16日(京都府) 令和6年8月29日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、事故発生日、運転中ではなかった。 ○当該製品の外観は全体的に焼損しており、送風ファンが焼失していた。 ○制御基板は全体的に焼損し、一部の電子部品が脱落していたが、穴空きや欠損は認められなかった。 ○端子台、圧縮機端子部、ファンモーター等、その他の電気部品や内部配線に出火の痕跡は認められなかった。 ○室内機及び内外連絡線に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生日の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
47	A202400544 令和6年7月26日(大阪府) 令和6年9月3日	エアコン	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、床置型エアコンで、当該製品の電源プラグを壁コンセントに接続し、当該製品から室外機へ内外連絡線を通じて電力が供給される構造になっている。 ○当該製品は、事故現場で他社製エアコンと背中合わせに設置されており、いずれも著しく焼損していた。 ○当該製品は、熱交換器、制御基板、底面と一体化した溶融樹脂、リモコン、断線した配線や接続端子等がばらばらの状態で確認された。 ○制御基板は一部焼失し、実装部品が焼損していたが、確認できた基材に焼け抜け等の出火の痕跡は認められず、電流ヒューズも切れていなかった。 ○電源プラグは樹脂部が焼失して、プラグ栓刃の表面に焼けが認められたが、コンセントに接続されていた痕跡は認められなかった。 ○事故現場において、当該製品の設置場所付近に壁コンセントは認められなかった。 ●当該製品は、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202400447と同一事故)
48	A202400567 令和6年7月12日(長野県) 令和6年9月5日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 公共施設で非純正品のバッテリー(リチウムイオン、スマートフォン用)に交換した当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品に内蔵されていたバッテリーは、事業者の認定を受けていない修理業者により、非純正バッテリーに交換されていた。 ○当該製品は、中央部が膨張して、液晶画面及び背面のガラスが破損し、液晶画面の側面部と金属製外郭枠との間に隙間ができていた。 ○当該製品に内蔵されていた非純正バッテリーは、全体的に焼損しており、外装のアルミラミネートフィルムが開裂し制御基板が脱落し、内部の電極体は固着していた。 ○当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「バッテリーの交換は使用者自身でしない。火災や負傷の原因となる。バッテリーに関するサービスは当社又は正規プロバイダーに依頼する。」旨、表示されている。 ●当該製品に出火の痕跡は認められず、当該製品に内蔵されていた非純正バッテリーのリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。	(A202400423と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
49	A202400662 令和6年9月7日(東京都) 令和6年10月1日	照明器具	(火災) 駅で当該製品の一部を焼損する火災が発生した。	○当該製品はエアコンの吹出口近傍に設置しており、エアコン付近の天井は水気でふやけていた。 ○当該製品の反射板裏面の全面にさびが認められた。 ○ソケット下部の電源線接続部のうち1か所が焼損し、接続部内部の連結端子の接触面の一部がさびており、接続されていた電源線は焼損し一部に緑青が認められた。 ○安定器、コンデンサー、電源端子台等、その他の電気部品に焼損は認められず、電流ヒューズも切れていなかった。 ○取扱説明書には、「火災の原因となるため、湿気の多い所等で使用しない。」旨、記載されている。 ●詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、ソケット内部の電源線接続部に水分等が浸入したため、抵抗が増大し異常発熱して焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
50	A202400673 令和6年6月17日(愛知県) 令和6年10月2日	コンセント	(火災) 当該製品に電気製品を接続して使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は1口コンセントであり、壁コンセントとして、上から当該製品、同型式のコンセント及びアース端子を組み付けて使用されており、事故発生時は食器洗い乾燥機の電源プラグが当該製品に接続されていた。 ○当該製品は、片極側の樹脂製外郭が焼損しており、製品内部においても片極側の刃受金具、同型式コンセントとの渡り配線等が焼損及び脱落していた。 ○脱落した刃受金具は、渡り配線接続部、錠ばねに溶融痕が認められ、また、食器洗い乾燥機の電源プラグ栓刃との接触部に溶融痕が認められた。 ○脱落した渡り配線の先端に溶融痕が認められた。 ○当該製品に接続されていた渡り配線の芯線直径は、当該製品が指定する寸法より細い配線を用いて接続施工されていた。 ○当該製品と共に組み付けられていた同型式のコンセント及びアース端子に異常は認められなかった。 ●当該製品は、屋内の渡り配線において、芯線が当該製品の指定寸法よりも細い配線で施工されていたため、配線接続部で接触不良が生じて異常発熱し、焼損したものと推定される。	(A202400323と同一事故)
51	A202400709 令和6年9月24日(大阪府) 令和6年10月10日	電気こんろ	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○使用者が当該製品操作部の換気扇と照明ボタンを操作して就寝したところ、約1時間30分後に当該製品の上に載せていた可燃物が焼損しているのを発見した。 ○当該製品の外観、内部基板及び操作基板に焼損等の異常は認められず、動作にも異常は認められなかった。 ○外部からのノイズ試験を行った結果、誤作動は生じなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
52	A202400721 令和6年9月27日(愛知県) 令和6年10月11日	エアコン(室外機)	(火災) 異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○事故当日、当該製品は使用されていなかった。 ○当該製品は外観上、右側面の焼損が著しかった。 ○制御基板は、焼損していたが、電気部品に熔融等の出火の痕跡は認められなかった。 ○圧縮機、リアクター、ファンモーター及び端子板等その他の部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の右横に置かれていた樹脂製収納ボックスは、全体が焼損して原形をとどめていなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は電気部品に出火の痕跡は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	
53	A202400749 令和6年10月2日(京都府) 令和6年10月22日	デスクトップパソコン	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、液晶パネル下側が燃えていたとの申出内容であった。 ○当該製品の樹脂製外郭の焼損は著しく、背面鋼板が露出していた。 ○基板は、メモリー付近が焼損しメモリーは確認できなかったが、銅箔パターンに熔融等の異常は認められず、基材にも焼け抜け等の異常は認められなかった。 ○付属ACアダプターに出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の周囲で堆積した可燃物が焼損していた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められず、製品に起因しない事故と推定される。	
54	A202400784 令和6年10月27日(京都府) 令和6年10月29日	冷風機	(火災) 工場で当該製品を延長コードに接続していたところ、当該製品及び延長コードを焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源スイッチは、「切」の位置であった。 ○当該製品の電源プラグは、事故発生以前に延長コードの刃受部との接続部にぐらつきがあり、使用者自身が他社製の電源プラグに交換していた。 ○交換した電源プラグは、当該製品の電源コードとの接続部に異常発熱の痕跡は認められなかったが、栓刃の先端部が焼失していた。 ○延長コードの刃受金具は焼失し、コードの断線部先端に熔融痕が認められた。 ○圧縮機、送風モーター、電源コード等、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、交換した他社製電源プラグと延長コードの刃受金具との間で異常発熱が生じて焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	